

統計グラフコンクール 入賞作品が決定

市内小・中学校から募集した「平成22年度海老名市統計グラフコンクール」の市長賞・教育長賞が次のとおり決まりました(敬称略)。

◎小学校1・2年生の部
▽市長賞 永川瑠依(大谷小2年)「ちりめんモンスタ」
▽教育長賞 山崎滉太(大谷小2年)「どのくらいあるかな?ちらししらべ」

◎小学校3・4年生の部
▽市長賞 朝倉智香(社家小3年)「海老名のやさいどれだけとれるの?」
▽教育長賞 二多田瑞穂(海老名小4年)「1日に使う水の量は?」

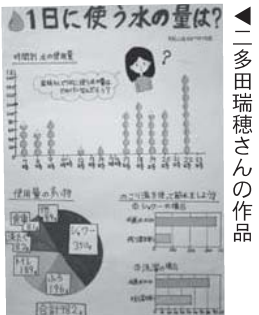
◎小学生の部
▽市長賞 根本奈津美(海老名中1年)「暑さに負けるな!熱中症に注意」
▽教育長賞 白石夏帆(海西中2年)「進め!携帯電話のリサイクル!」

◎中学生の部
▽市長賞 根本奈津美(海老名中1年)「暑さに負けるな!熱中症に注意」
▽教育長賞 白石夏帆(海西中2年)「進め!携帯電話のリサイクル!」

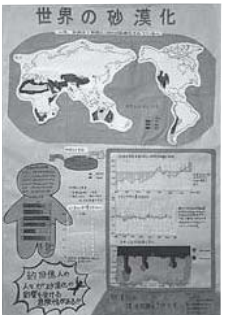
◎小学生の部
▽市長賞 根本奈津美(海老名中1年)「暑さに負けるな!熱中症に注意」
▽教育長賞 白石夏帆(海西中2年)「進め!携帯電話のリサイクル!」

◎小学生の部
▽市長賞 根本奈津美(海老名中1年)「暑さに負けるな!熱中症に注意」
▽教育長賞 白石夏帆(海西中2年)「進め!携帯電話のリサイクル!」

受賞作品



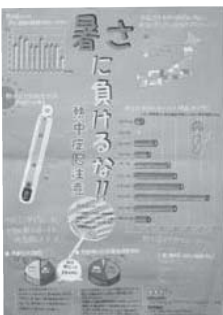
二多田瑞穂さんの作品



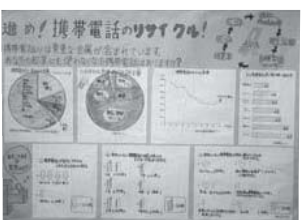
長谷川穂佳さんの作品



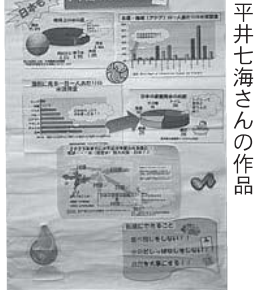
山崎翔太さんの作品



根本奈津美さんの作品



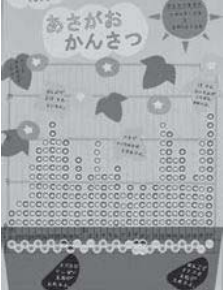
白石夏帆さんの作品



平井七海さんの作品



大久保圭祐さんの作品



深瀬綺美さんの作品

〔海西中1年〕「神奈川ってどんなところ?」
なお、応募作品は県統計グラフコンクールに出品され、次の作品が入選しました。

▽第1部(小学校1~2年) 奨励賞 深瀬綺美(杉本小1年)「がっこうでそだてた3ほんのあさがおかんさつ」

▽第2部(小学校3~4年) 佳作 朝倉智香(社家小3年)「海老名のやさいどれだけとれるの?」

◆応募作品を展示します
応募作品と県統計グラフコンクールの入選作品(他市町村分を含む)を展示します。

▽日時 11月22日(月)~26日(金) 8時30分~17時15分(祝を含む。初日は12時から)

▽場所 市役所1階 エントランスホール

▽情報システム課(☎235・4698)。

男女共同参画計画

平成21年度事業評価結果まとめ

市では、平成17年3月に策定した海老名市男女共同参画計画の進捗管理をするため、毎年前年度事業の評価を行っています。このほど、前期計画の最終年度となる21年度実施事業の評価結果がまとまりましたので、お知らせします。

【所管課評価と行政推進会議評価(庁内評価)】
所管課評価とは、男女共

美しいまちの 景観づくりにご協力を ~違反屋外広告物をなくしましょう~



これは、違反屋外広告物に対する市民意識の向上を図るキャンペーンで、違法看板をなくすことや、屋外看板の設置許可申請制度をお知らせしました。

【屋外広告物とは】
屋外広告物とは、屋外に表示された店・会社の看板やのぼり旗などのことです。屋外広告物法第2条第1項、「常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板・立看板・はり紙およびはり札ならびに広告塔・広告板・建物その他の工作

物などに掲出され、または表示されたものならびにこれらに類するもの(広告物を掲出する物件を含む)」と規定されています。市内で屋外広告物を設置するには、神奈川県屋外広告物条例で定められた位置や形状・大きさなどの基準に従い許可を受けなければなりません。看板などを設置するときは、事前に都市整備課までご相談ください。

【違反屋外広告物とは】
違反屋外広告物とは、屋外広告物のうち許可を受けていないものや条例の基準を超えているもの、禁止物件(電柱・信号機・ガードレール・道路標識等の公共物)や禁止地域(河川区域等)に掲出されたものであり、改修・移転・除却その他必要な措置命令の対象になります。

※禁止物件に設置されたはり紙・はり札・立て看板・のぼり旗の簡易的な広告物については、市職員・道路管理者の委託業者・協力員が除却を行っています。

【協議会評価(外部評価)】
協議会評価は、各種団体から推薦された方、市民代表の方で構成する男女共同参画協議会(確井雅巳会長・14人)にアドバイザーを交え、21年度事業を評価したものです。

共同参画行政推進会議で、男女共同参画計画の15の基本施策の進捗状況に対し、意見・提言を行いました。【協議会評価(外部評価)】
協議会評価は、各種団体から推薦された方、市民代表の方で構成する男女共同参画協議会(確井雅巳会長・14人)にアドバイザーを交え、21年度事業を評価したものです。

が除却を行っています。
【違反屋外広告物除却協力員の活動について】
除却協力員とは、違反屋外広告物の除却を市から委嘱された方のことで、まちの景観を乱す違反屋外広告物(条例に違反して設置されたはり紙・はり札・立て看板・のぼり旗)の撤去をボランティアで行っています。現在、42人の協力員の方が、年間を通じ除却活動・パトロールなどを行い、まちの美しい景観づくりに貢献しています。なお、新規の協力員募集を随時行っていますので、みなさんのご協力をお願いします。

▽対象 市内在住または在勤の18歳以上で、屋外広告物講習会を受講し、日中(できれば平日)の活動に協力いただける方。
※講習会については、応募者が数名集まり次第開催します。

◎ 都市整備課(☎235・9605)。

社会的な推進に取り組むことを望む、などのコメントが出されています。
これらの評価結果は、男女共同参画計画事業推進のために活用されます。
評価結果の詳細は、市役所1階情報公開コーナー、中央図書館、有馬図書館または市ホームページで閲覧できます。

◎ 広聴相談課(☎235・4568)。

便利です!「えびなメールサービス」
登録は edn-@post.ebina-city.jp までメールを送信
詳しくは、市ホームページまたは情報システム課へ